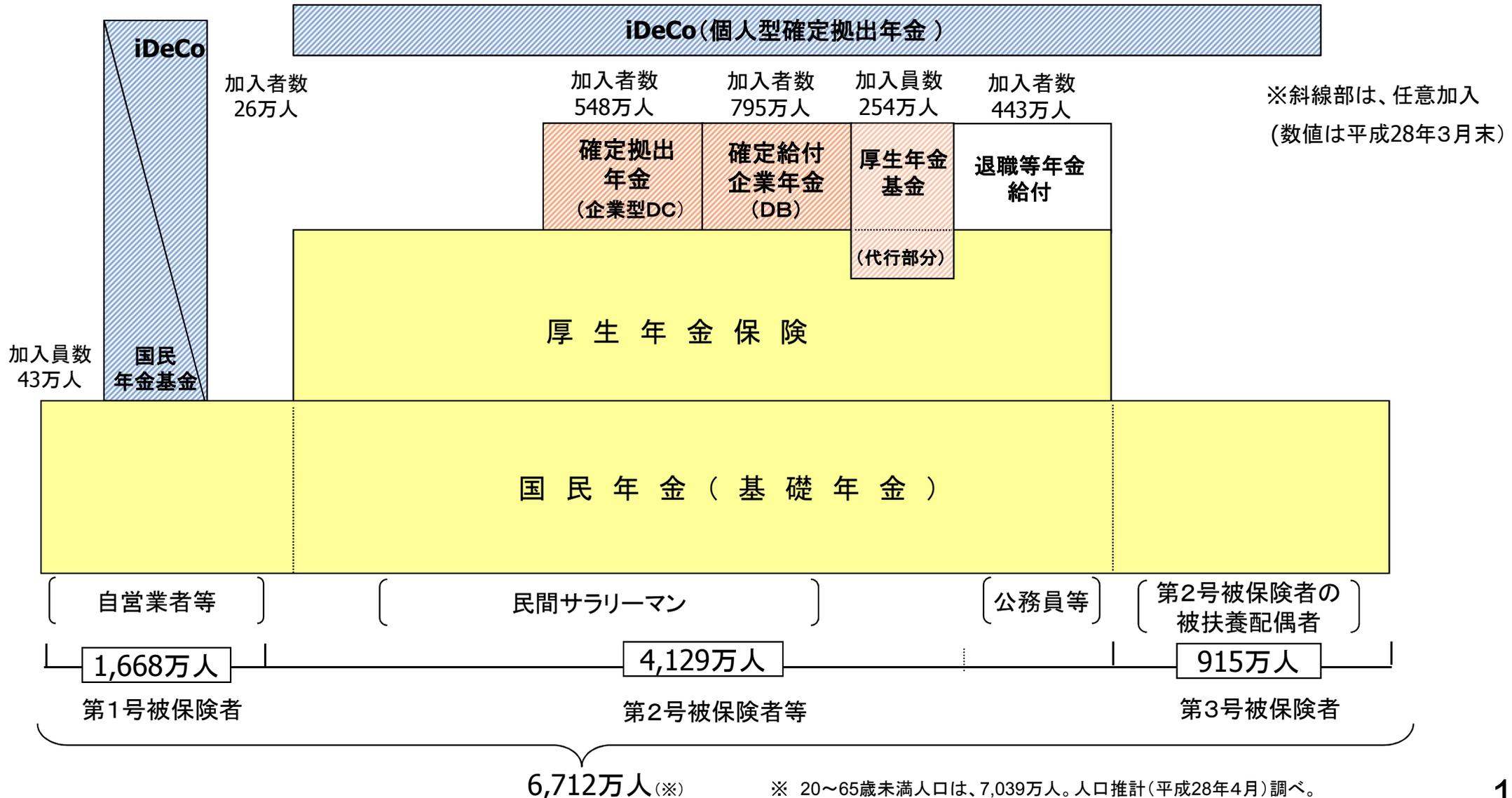


企業年金制度の現状等について

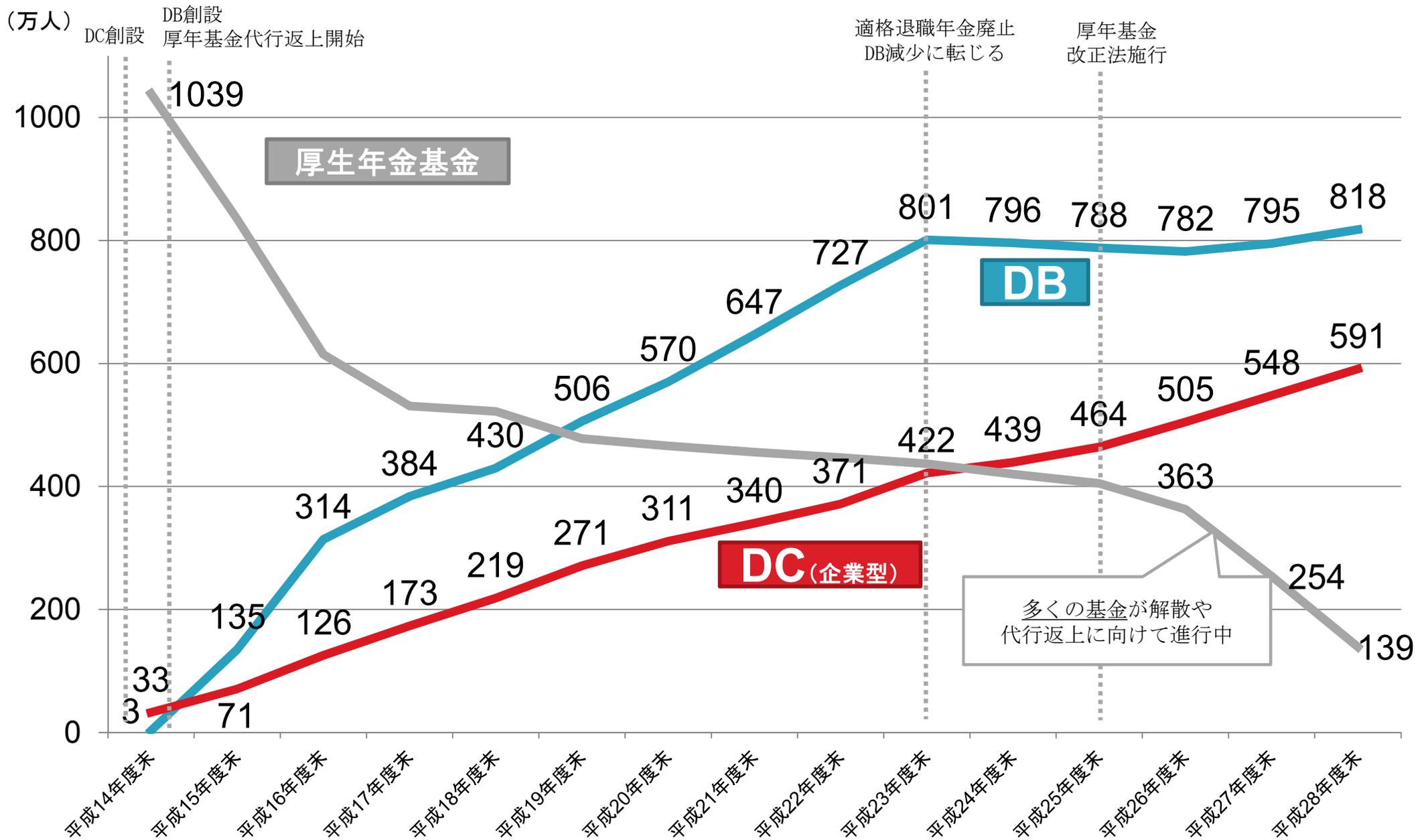
年金制度の体系

- 20歳以上65歳未満人口に対し、企業年金制度等に参加している者の割合は、24.1%
- 厚生年金被保険者に占める企業年金加入者等の割合については、39.3%

※ 複数の制度に重複して加入している加入者数を控除して算出。

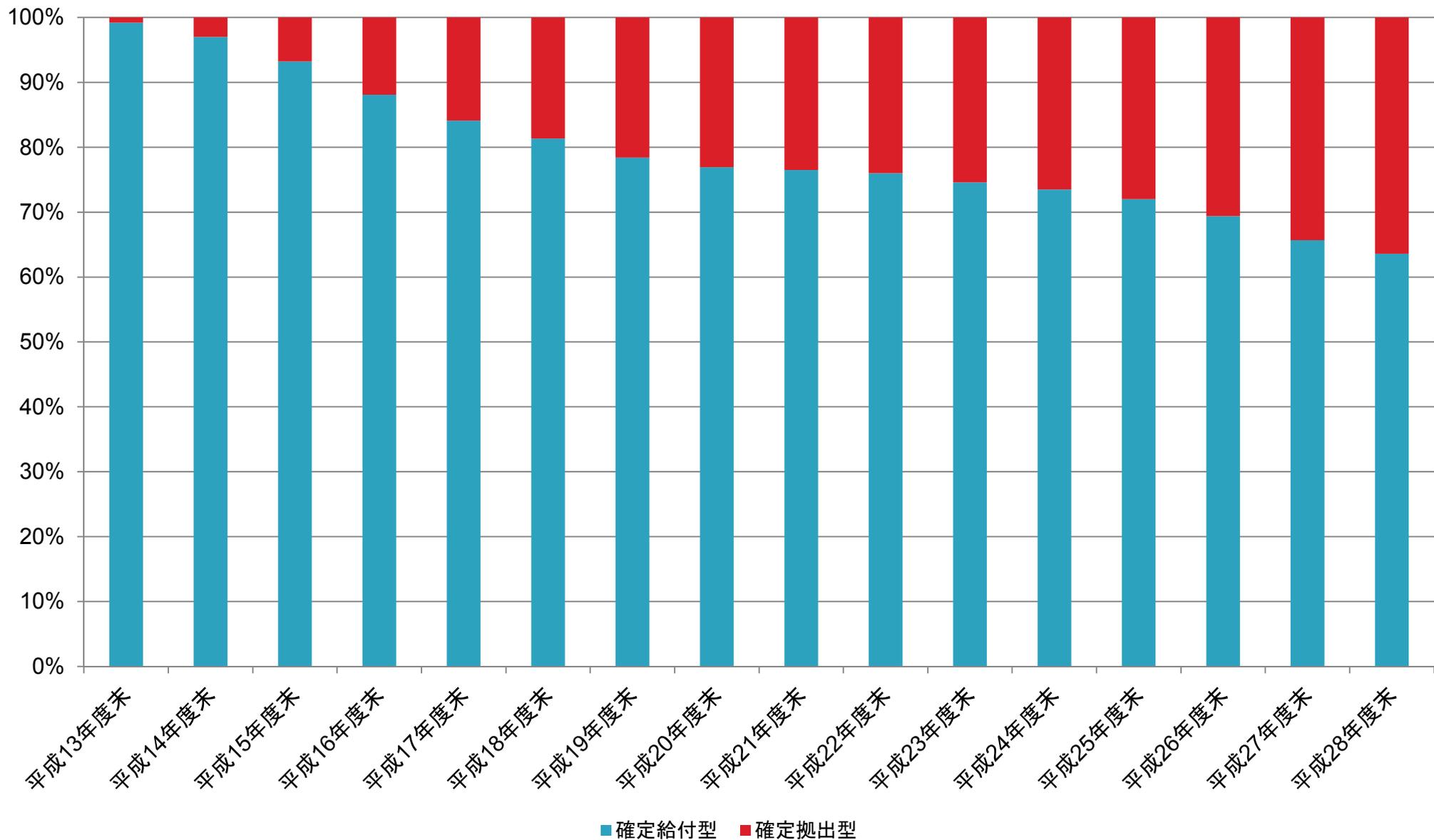


企業年金加入者数の推移



(出所) 厚生年金基金・DB：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、DC：厚生労働省調べ

確定給付型と確定拠出型の加入者数の割合の推移



(※)確定給付型は厚生年金基金と確定給付企業年金の加入者数の合計、確定拠出型は企業型確定拠出年金の加入者数

(出所) 厚生年金基金・DB：生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、DC：厚生労働省調べ

企業年金制度の沿革

	適格退職年金・厚生年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金	その他の動き
昭和37				
41	・適格退職年金創設			
平成				
3	・厚生年金基金制度創設			
9				
10				
12				・バブル崩壊
13				・規制緩和推進計画を閣議決定 (確定拠出年金の導入を検討)
14	・適格退職年金の10年後廃止決定			・金融ビッグバン
15	・代行返上(将来返上分)開始			・退職給付新会計基準導入
16	・代行返上(過去期間分)開始			
17				
21				
22				
23				
24				
26	・適格退職年金の廃止			
26	・厚生年金保険法等改正法施行			
28				
29				
30				

・バブル崩壊

・規制緩和推進計画を閣議決定
(確定拠出年金の導入を検討)
・金融ビッグバン
・退職給付新会計基準導入

・退職給付会計基準改正

厚生年金基金の状況

平成25年度末 現存基金
531基金

平成29年5月末現在

解散等
の方向
68基金

解散基金
374基金

代行返上
83基金

未定
8基金

現存基金

76基金(14.3%)

解散等基金

457基金(85.7%)

=533

※ 平成27年4月及び平成27年6月にそれぞれ1基金が分割設立していることから、合計基金数は合わない。

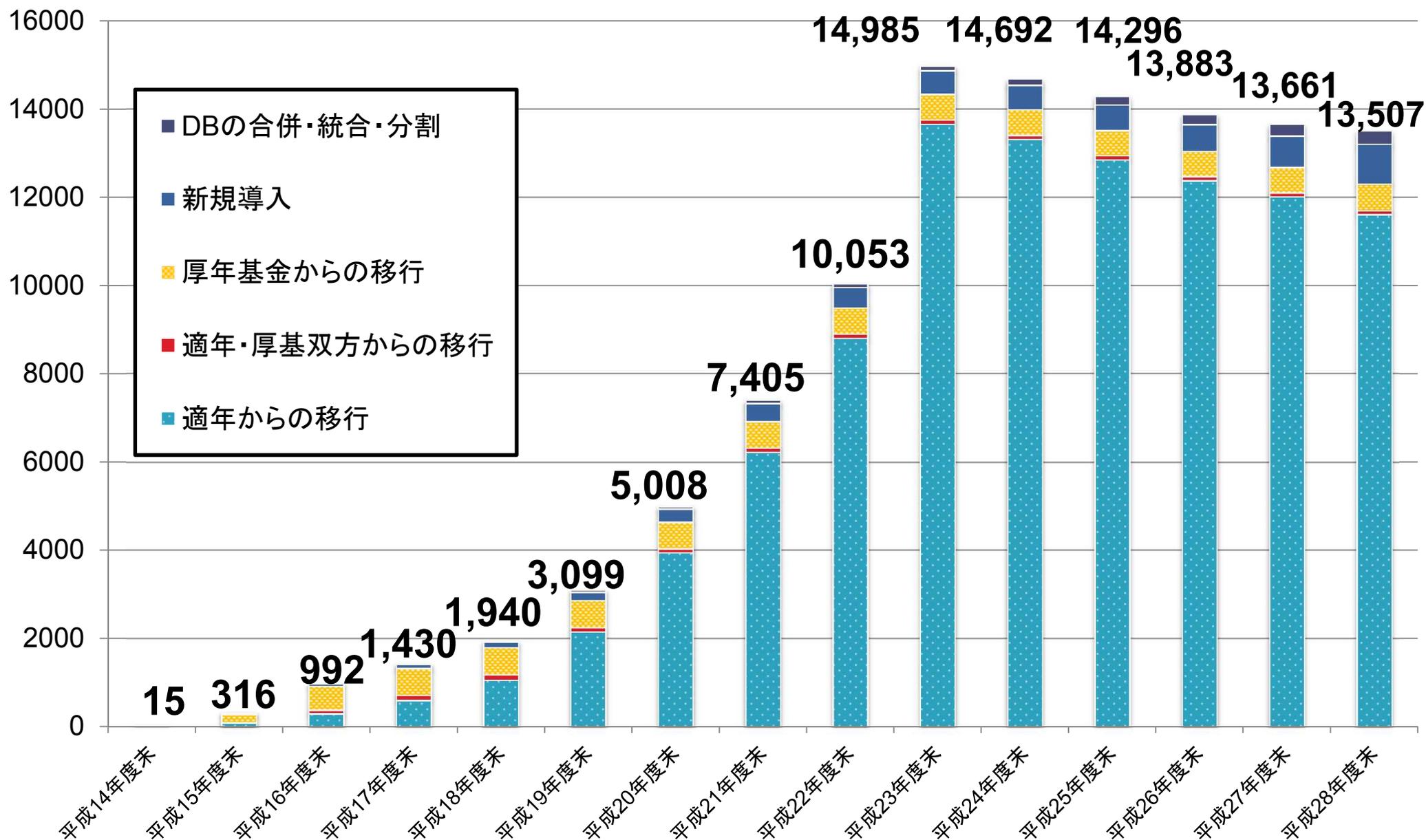
確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(DC)の概要

		確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(DC)
制度の概要		厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乘せの年金給付のみを行う制度	拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定される制度
掛金負担		事業主拠出を原則とし、加入者負担については本人の同意を条件に可能とする	【企業型】事業主負担(加入者も事業主負担を超えずかつ拠出限度額の範囲内で拠出可能) 【個人型】加入者負担
給付		【開始時】 60歳以上65歳以下の規約で定める年齢 【給付形態】 老齢年金又は老齢一時金	【開始時】 60歳以上65歳以下(加入期間によって異なる) 【給付形態】 老齢年金又は老齢一時金
税制	拠出時	【事業主】 全額損金算入 【加入者】 生命保険料控除(年4万円限度)	【事業主】 全額損金算入 【加入者】 小規模企業共済等掛金控除<拠出限度額あり>
	運用時	積立金について1.173%の特別法人税を課税 (注)平成31年度末まで課税停止	積立金について1.173%の特別法人税を課税 (注)平成31年度末まで課税停止
	給付時	【老齢年金】 雑所得課税(公的年金等控除) 【老齢一時金】 退職所得課税(退職時のみ)又は一時所得課税	【老齢年金】 雑所得課税(公的年金等控除) 【老齢一時金】 退職所得課税(退職時のみ)又は一時所得課税

確定給付企業年金の制度改革等の主な経緯

年 月	内 容
平成13年6月	確定給付企業年金法の成立
平成14年4月	確定給付企業年金制度の施行 ・ 代行返上(将来期間分)開始
平成15年1月	厚生年金基金解散・移行認可基準の改正 ・ 代行割れ厚生年金基金の代行返上(将来期間分)が可能に
9月	代行返上(過去期間分)開始
平成16年6月	確定給付企業年金法等の改正(軽微な事項の規約変更の手続の簡素化等)
平成17年10月	企業年金のポータビリティの拡充
平成21年3月	給付設計についての弾力化の実施
平成23年8月	年金確保支援法の成立 ・ 退職時年金支給のうち年齢要件の拡大
平成24年1月	制度運営の効率化、財政状況の的確な把握の観点からの省令改正
9月	財政運営基準等の見直しに係る省令及び通知改正
平成25年6月	改正厚生年金保険法の成立
平成26年4月	改正厚生年金保険法の施行(厚生年金基金から確定給付企業年金への移行等の支援の実施)
平成29年1月	改正確定給付企業年金法施行令等の施行(リスク対応掛金やリスク分担型企业年金の導入)

確定給付企業年金の推移（設立時の移行元別・件数）



(出所)厚生労働省調べ

確定給付企業年金の財政 ～継続基準と非継続基準～

《DBの資産／負債の状況(平成27年度末)》

《DBの財政状況等(各年度末)》

(継続基準)



調査に回答した675制度の計

(非継続基準)



調査に回答した674制度の計

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
予定利率3.5%以上の制度の割合	27%	22%	17%	13%	9%	7%
①継続基準を満たさない制度の割合	39%	43%	14%	6%	3%	4%
②非継続基準を満たさない制度の割合	59%	56%	43%	29%	17%	22%

(※1) DBの財政状況等は、企業年金連合会の調査対象となった600～700程度のDBが対象。資産は純資産。財政運営の基準は、財政検証においては純資産と責任準備金等とを比較して、基準を満たしているかどうかを判断することとなっている。

(※2) 継続基準：現在の資産＋将来に入ってくる掛金（予定）で、将来にわたり給付が支払えるかどうかを確認する基準

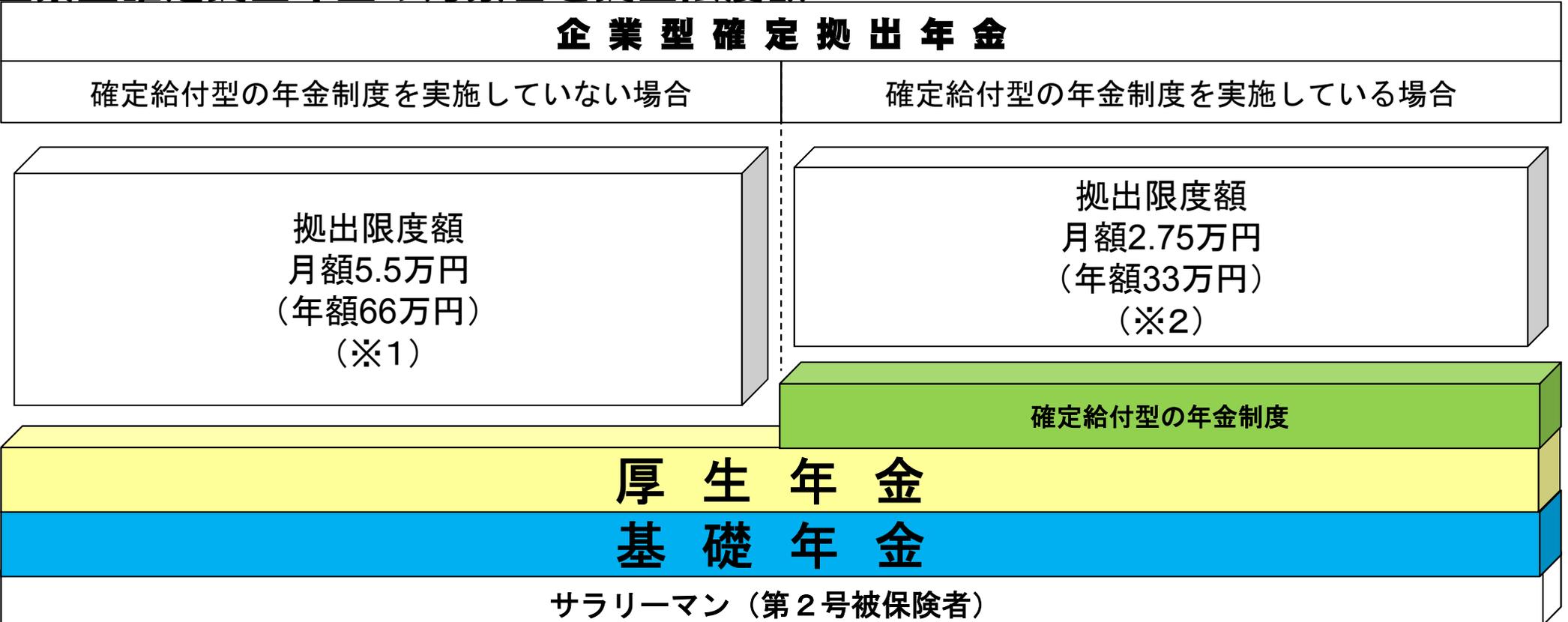
非継続基準：現在の資産でこれまでの加入期間分の給付が支払えるかどうかを確認する基準

企業型確定拠出年金の概要

企業型確定拠出年金の特徴

- 厚生年金被保険者等のうち、企業型確定拠出年金を実施する企業に勤務するものが加入する。
- 事業主の拠出した掛金の全額が損金算入の対象(ただし、拠出限度額あり)。
- 規約に定めがあれば、事業主掛金に上乗せして加入者自らも掛金を拠出でき、拠出した全額が小規模企業共済等掛金控除の対象(加入者拠出は事業主負担を超えずかつ拠出限度額の範囲内で可)。
- 企業にとっては、掛金の追加負担が生じないので、将来の掛金負担の予測が容易。

企業型確定拠出年金の対象者と拠出限度額



- (※)企業は、上記の拠出限度額の範囲内で、ポイント制等により、個々の従業員ごとの拠出額を労使協議を経て設定。
- (※)企業型年金加入者が個人型年金にも加入するためには、企業型年金規約に個人型年金同時加入可能である旨が定められている必要がある。
- (※1)個人型年金にも加入する場合は、拠出限度額が月額3.5万円(年額42万円)となる。
- (※2)個人型年金にも加入する場合は、拠出限度額が月額1.55万円(年額18.6万円)となる。

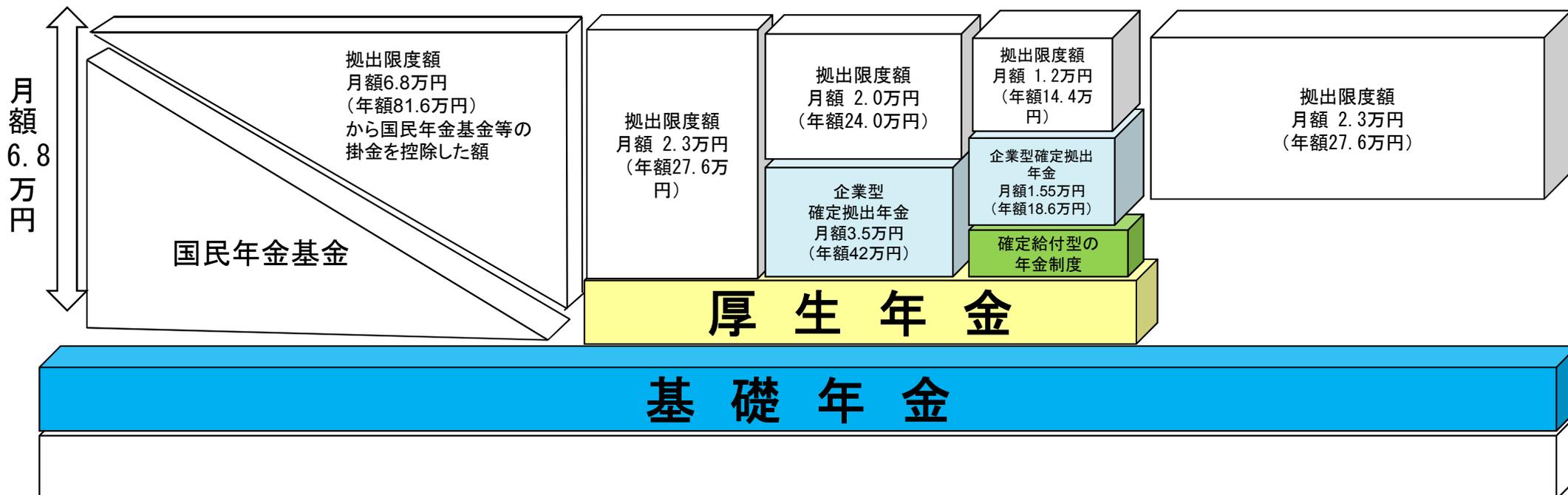
iDeCo(個人型確定拠出年金)の概要

iDeCoの特徴

- 基本的に20歳以上60歳未満の全ての方が加入できる。
- 加入者が拠出限度額の範囲内で任意に掛金を設定し、積み増すことが可能。
- 拠出した掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除の対象(ただし、拠出限度額あり)。
- 国民年金基金連合会が実施主体。

iDeCoの対象者と拠出限度額

iDeCo		
自営業者等 (第1号)	民間サラリーマン等 (第2号)	専業主婦等 (第3号)



(※)上記の限度額範囲内で、各加入者が拠出限度額を任意に選択して設定。

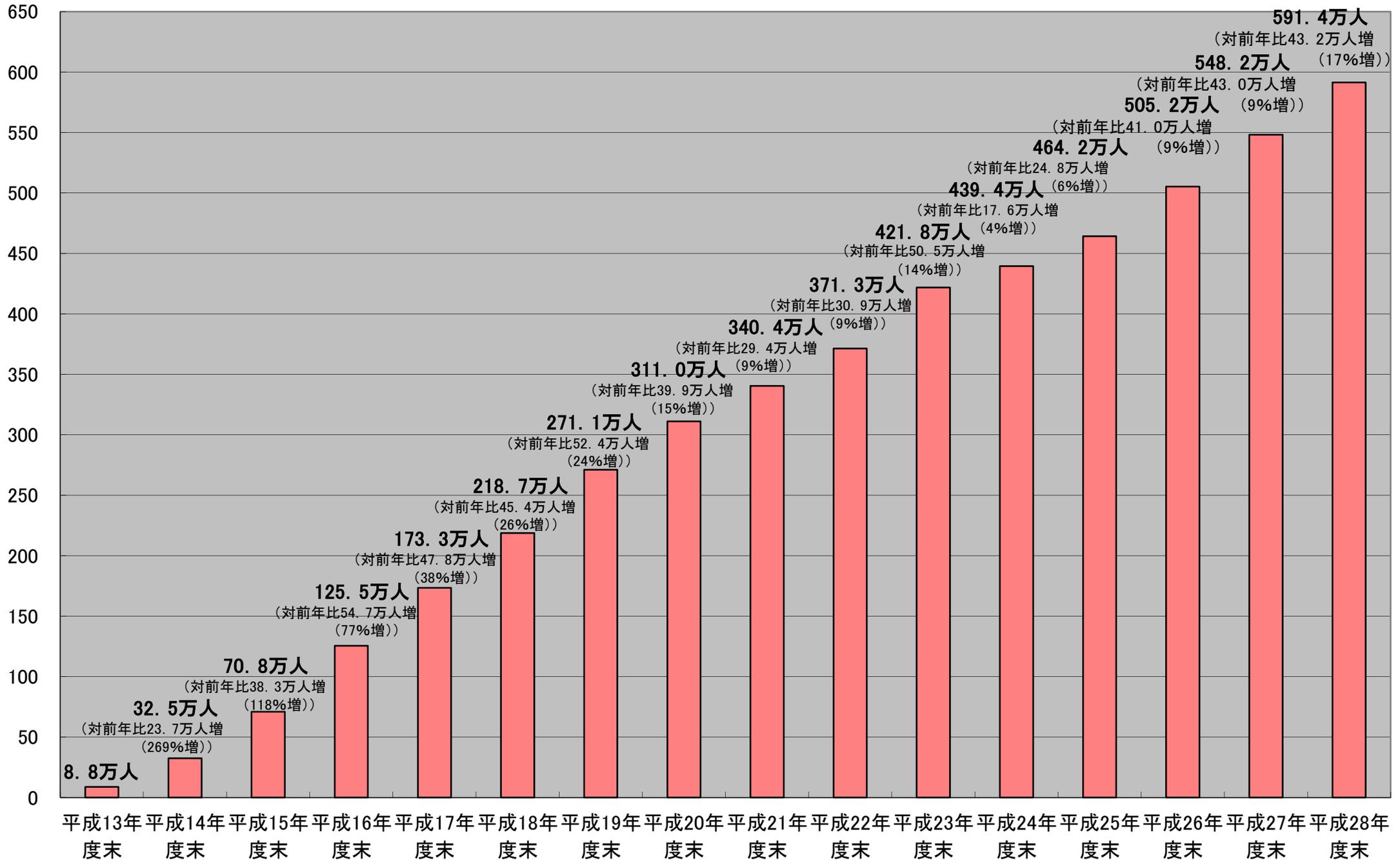
(※)企業型年金加入者が個人型年金にも加入するためには、企業型年金規約に個人型年金同時加入可能である旨が定められている必要がある。

確定拠出年金の制度改革等の主な経緯

年 月	内 容
平成13年6月	確定拠出年金法の成立
平成13年10月	確定拠出年金制度の施行
平成16年10月	拠出限度額の引上げ、確定拠出年金へ移行する際の移換限度額の撤廃等の実施
平成17年10月	企業年金のポータビリティの拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金基金（企業年金連合会を含む）、確定給付企業年金から、加入者の申出により企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金へ資産移換が可能に
	確定拠出年金の中途脱退の要件が緩和
平成22年1月	拠出限度額の引上げ
平成23年8月	年金確保支援法の成立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員拠出（マッチング拠出）の実施（平成24年1月より実施） ・ 資格喪失年齢の引上げ（60歳→65歳）（平成26年1月より実施） ・ 脱退一時金の支給要件の緩和（平成24年1月より実施） ・ 投資教育の継続的実施の明確化（平成23年8月より実施）
平成25年6月	改正厚生年金保険法の成立
平成26年4月	改正厚生年金保険法の施行（厚生年金基金から確定拠出年金への移行等の支援の実施）
平成28年5月	改正確定拠出年金法の成立
平成28年7月	改正確定拠出年金法の平成28年7月1日施行分についての施行（企業年金連合会への投資教育の委託可能化等）
平成28年9月	個人型確定拠出年金の愛称を「iDeCo（イデコ）」に決定
平成29年1月	改正確定拠出年金法の施行（個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大等）
平成30年1月	改正確定拠出年金法の施行（確定拠出年金の拠出規制単位の年単位化）
公布の日から2年以内 （平成30年6月まで）	改正確定拠出年金法の施行（中小企業施策の充実（簡易型DC、中小事業主掛金制度の導入等） （運用の改善（指定運用方法、運用商品提供数の上限の設定等））

企業型確定拠出年金の加入者数の推移

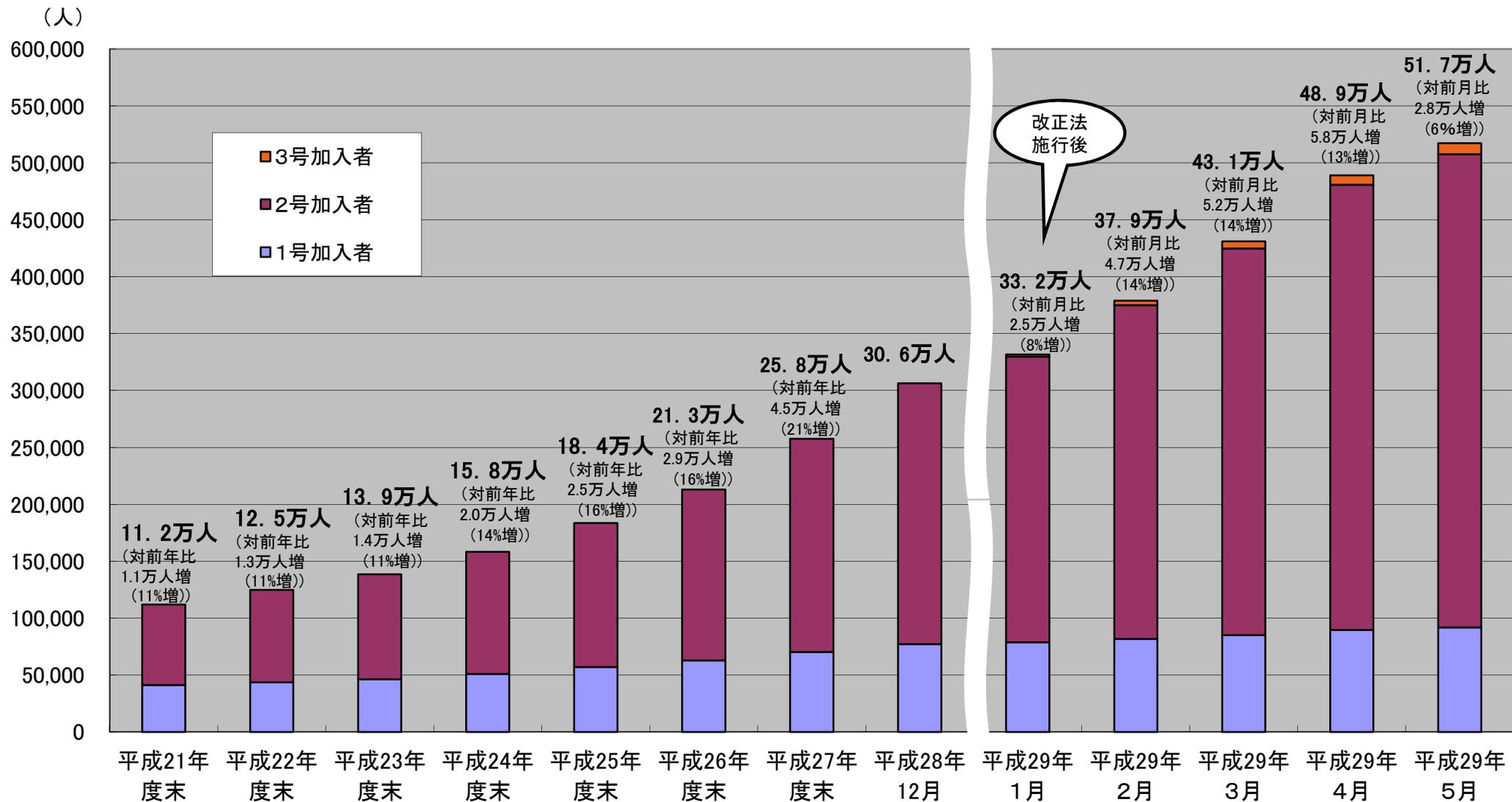
(万人)



(出所)厚生労働省調べ

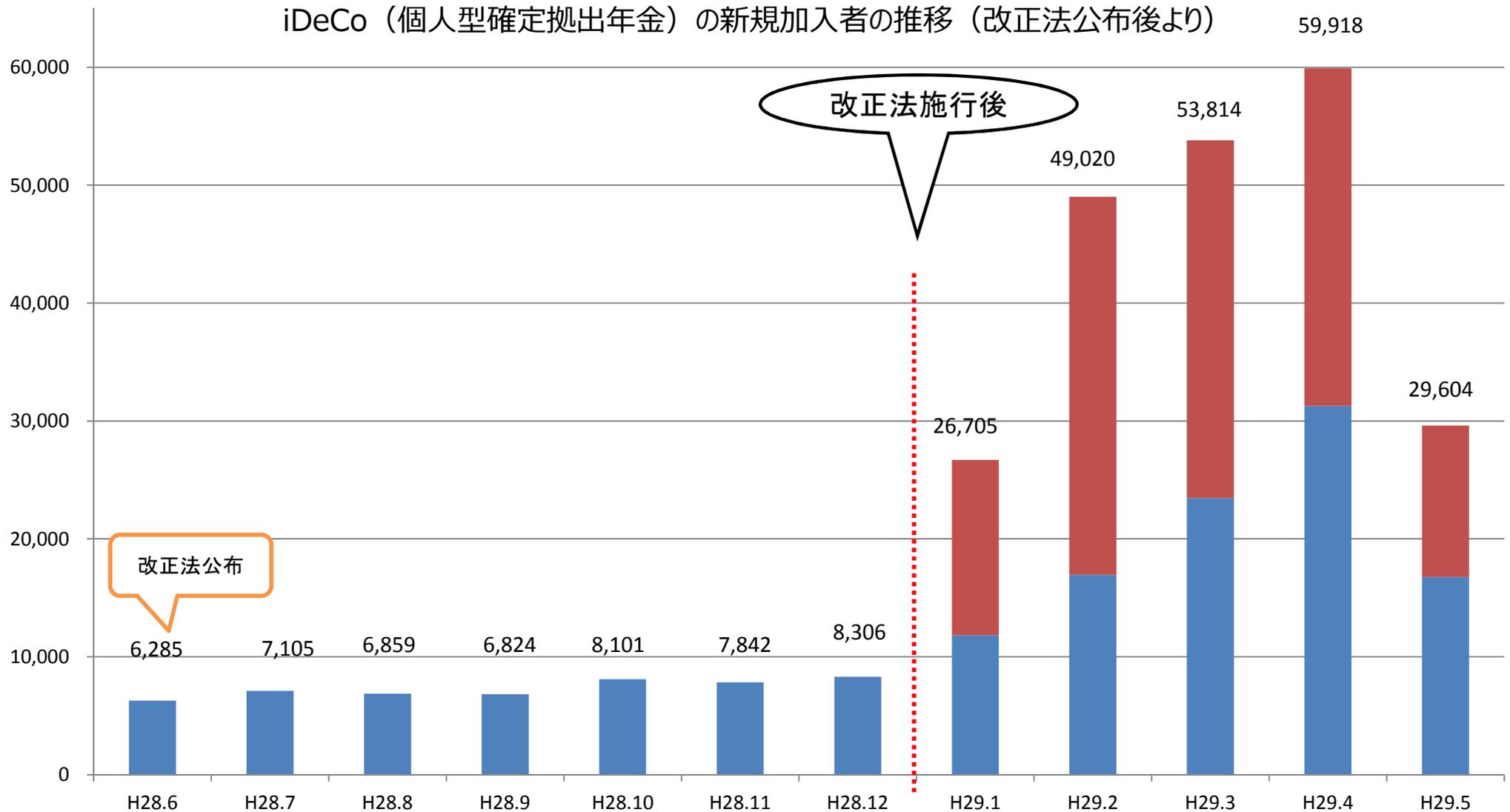
iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者数の推移

□ iDeCoは平成29年1月の加入者範囲拡大後、新規加入者数が急増している。（平成29年5月末時点の累計加入者数約52万人）



iDeCo（個人型確定拠出年金）の新規加入者数の推移

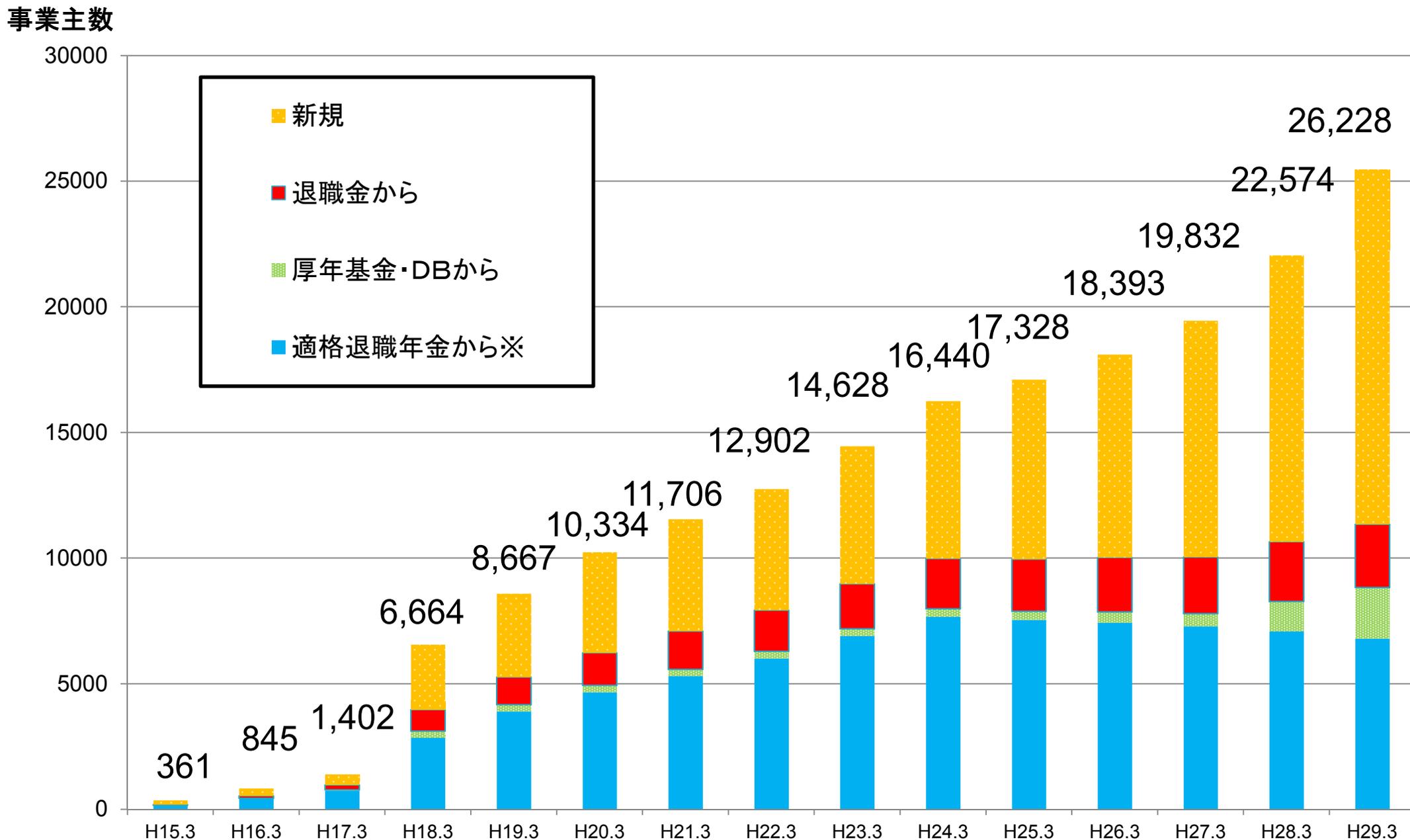
□ iDeCoは平成29年1月の加入者範囲拡大後、新規加入者数が急増している。（平成29年5月末時点の累計加入者数約52万人）



■ 第1号被保険者及び第2号被保険者のうち企業年金を実施していない者（従来からの加入対象者）

■ 第3号被保険者、第2号被保険者のうち企業年金を実施している者及び共済組合員（新規加入対象者）（出所）国民年金基金連合会HP

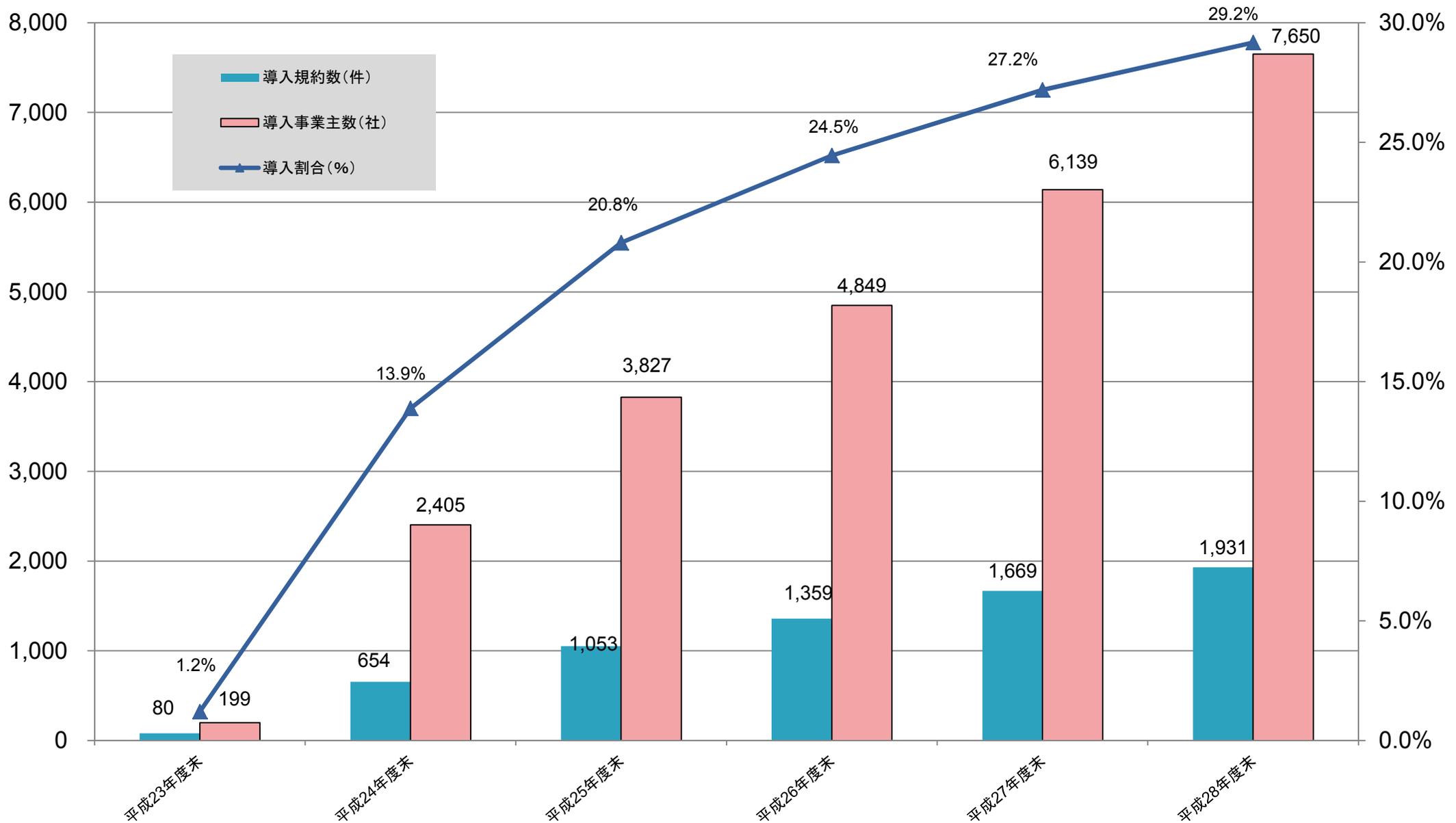
確定拠出年金（企業型）の推移（設立時の移行元別・事業主数）



(※) 退職金の内枠で適年を実施していた事業主を含む。

(出所) 厚生労働省調べ

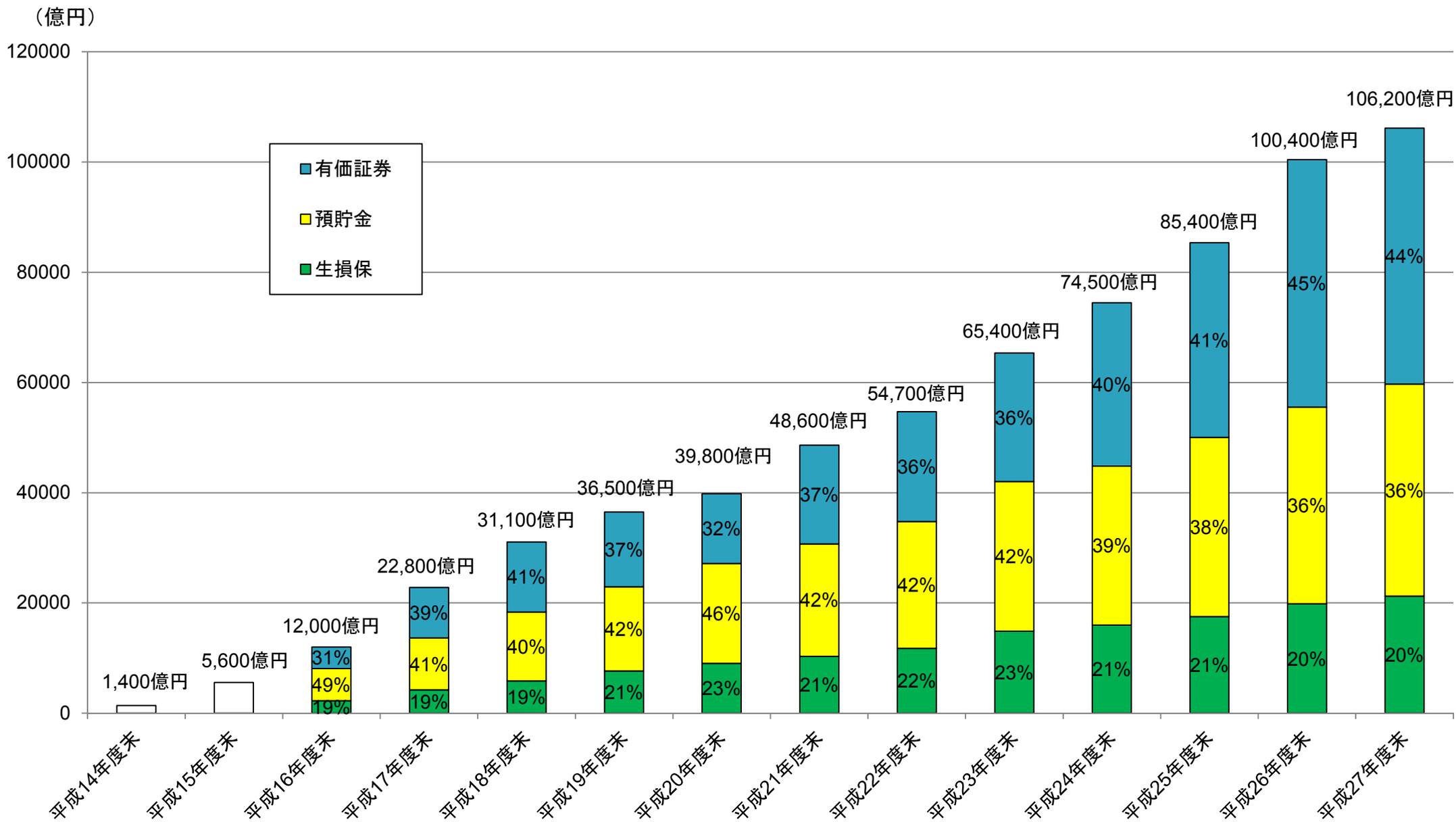
マッチング拠出の実施状況（規約数、事業主数、導入事業主の割合）



※ 導入規約数及び導入事業主数は、マッチング拠出を規定する規約数及び実施事業主の数を集計
 導入割合は事業主単位で算出(マッチング導入事業主÷全DC実施事業主数)

(出所)厚生労働省調べ

確定拠出年金の資産残高と運用商品



(注) 平成14年度及び平成15年度は運用商品の区分を把握していない。

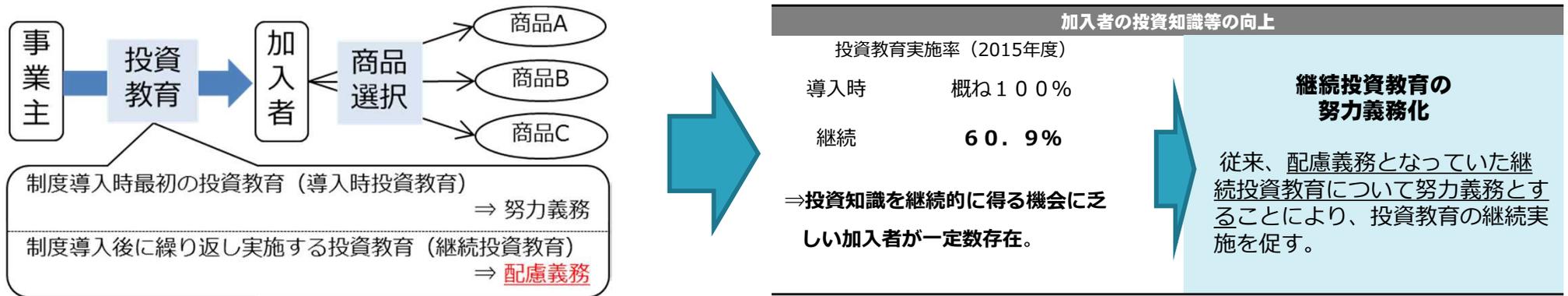
(出所) 厚生労働省調べ

投資教育について

＜投資教育の位置付け＞

○確定拠出年金においては、加入者の運用が円滑に実施されるよう、事業主が労働者に対して、投資教育、情報開示等の体制を整備すべきとの考え方に基づき、法律上、事業主に対して投資教育等の努力義務が課されている。

＜改正確定拠出年金法による投資教育の見直し＞



＜投資教育に関する規定の見直しの経緯＞

- 平成23年8月「年金確保支援法」
「継続教育」について事業主の配慮義務を明確化
- 平成25年3月通知改正（「確定拠出年金制度について」の一部改正）
①分散投資の促進 ②投資教育の具体的内容の充実 ③限度額の使い残し対策への対応
- 平成28年5月「確定拠出年金法」改正
事業主による継続投資教育の努力義務化

※確定拠出年金法（平成13年法律第88号）
（事業主の責務）

第二十二條 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

（情報収集等業務及び資料提供等業務の委託）

第四十八條の二 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務（運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。）及び企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務（以下「資料提供等業務」という。）の全部又は一部を、企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託することができる。

企業年金等における税制について

	確定拠出年金(掛金建て年金)		確定給付企業年金(給付建て年金)			
制度	企業型	個人型	厚生年金基金 (厚生年金の一部を代行)	確定給付企業年金 (代行部分を持たない企業年金)	閉鎖型 適格退職年金	国民年金基金
拠出時	非課税 ※事業主拠出: 法人税法上、損金算入が可能	非課税 ※加入者拠出: 小規模企業共済等掛金控除	非課税 ※事業主拠出: 法人税法上、損金算入が可能	非課税 ※事業主拠出: 法人税法上、損金算入が可能 ※加入者拠出: 生命保険料控除	/	非課税
運用時	特別法人税課税 (特例措置により平成31年度まで凍結)		実質非課税 (代行部分の3.23倍を超える部分に課税。特例措置により平成31年度まで凍結)	特別法人税課税 (特例措置により平成31年度まで凍結) ※加入者拠出分: 非課税		非課税
給付時	年金: 公的年金等控除 (一定額までは非課税) 一時金: 退職所得控除		年金: 公的年金等控除 (一定額までは非課税) 一時金: 退職所得控除	年金: 公的年金等控除 (一定額までは非課税) 一時金: 退職所得控除 ※加入者拠出相当分: 非課税		年金: 公的年金等控除